

船舶事故等調査報告書

平成21年10月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第118号	
事故等種類	運航不能（推進器損傷）	
発生日時	平成21年5月5日 21時20分ごろ	
発生場所	宮城県金華山灯台から真方位131° 370km付近 (概位 北緯36° 03.5′ 東経144° 30.7′)	
事故等調査の経過	平成21年5月11日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第三十一^{こうえい}幸栄丸、116トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 128242、有限会社近藤漁業部</p> <p>乗組員等に関する情報 機関長、四級海技士（機関）（機関限定） 船長、四級海技士（航海）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	プロペラ軸折損	
事故等の経過	<p>本船は、平成20年9月、定期検査の際、抜き出したプロペラ軸の磁気探傷を行い、異常のないことを確認した。その後本インシデント発生までの操業中、船体がゆさゆさと大きく揺れたことがあった。通常より大きい揺れだったが、浮遊ロープ類がプロペラ軸に巻きついたときの揺れ方と同じだったので、凧になってから潜水して確認したが、プロペラ軸に巻きついているものはなかったため、そのまま操業を継続することとした。</p> <p>本船は、平成21年5月4日14時00分ごろ、11人が乗り組み操業中、乗組員1人が体調不良となったことから、直ちに操業を中止して最寄りの福島県小名浜港に向け、機関回転数300rpmにかけ、帰航を開始した。</p> <p>翌5日18時30分ごろ、船橋当直部員がドーンという物が落ちたような音を聞いたので、周囲を点検したものの、異状がなかったため、そのまま航行を続けていたところ、同日21時20分ごろ、主機の過給機が急にサージングし始めたので、21時25分ごろ、いったん主機を停止し、点検したが異状がなかったため、21時30分ごろ、主機を再び始動して前進にかけたものの、航行できなくなった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>プロペラ軸が折損していた。 プロペラ軸は、過大なねじり応力が発生した際に微少き裂が生じ、その後の運転で同き裂が進行して同軸が折損した可能性があると考えられる。 乗組員が異常な船体振動を感じた際、同ねじり応力が発生した可能性があると考えられるが、異常振動の原因が不明なため、同ねじり応力が生じた状況については明らかにできなかった。</p>

原因	本インシデントは、本船が小名浜港に向け航行中、プロペラ軸に生じていたき裂が進行して同軸が折損したことにより発生した可能性があると考えられる。
----	------------------------------------------------------------------------